



平成 26 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社ドウシシャ  
代 表 者 名 代表取締役社長 野村 正幸  
コ ー ド 番 号 7483 東証第 1 部  
問 合 せ 先 常務執行役員 小柳 伸成  
(TEL: 06-6121-5666)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 変更案第 1 条に記載のとおり、当社の英文商号に、認知度の高いコーポレートロゴの表記を追加するものです。
- (2) 株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、株主総会の招集権者及び議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。(現行定款第15条)
- (3) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役副会長を追加するものであります。(現行定款第22条第 2 項)
- (4) 取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、取締役会の招集権者及び議長に関する規定に所要の変更を行うものであります。(現行定款第23条)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ドウシシャと称し、 英文では DOSHISHA CO., LTD. と表示 する。	(商号) 第 1 条 当社は、株式会社ドウシシャと称し、 英文では <u>DOSHISHA CORPORATION.</u> または <u>DOSHISHA CO., LTD.</u> と表示 する。
(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある 場合を除き、取締役会の決議に基づい て <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長と なる。 2 <u>取締役社長</u> に欠員または事故がある ときは、取締役会においてあらかじめ 定めた順序に従い、他の取締役が株主 総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある 場合を除き、取締役会の決議に基づい て取締役会において <u>あらかじめ定めた</u> <u>代表取締役</u> がこれを招集し、議長とな る。 2 <u>前項の代表取締役</u> に欠員または事故が あるときは、取締役会において <u>あらかじ</u> <u>め定めた順序</u> に従い、他の取締役が株主 総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)
- (2) 定款変更の効力発生予定日 平成 26 年 6 月 27 日 (金曜日)

以上